地域森林計画対象森林（5条森林）内の立木を伐採するとき

保安林又は
保安施設地区の場合

森林経営計画を立てている
森林で、伐採する場合

その他

1ha（太陽光発電設備の場合は
0.5ha）を超える開発行為

※連絡調整で行われる開発行為は「その他」へ

伐採する前

※計画通りの伐採でない場合は事前に森林経営計画の変更が必要です。

事前に県へ
「許可申請・届出」が必要
※森林法第34条第1項

伐採の90日～30日前に市町村へ
「伐採及び伐採後の造林の届出」（様式第1号）が必要

事前に県（市町村）へ林地
開発の「許可申請」が必要
※森林法第10条の2

森林経営計画を
立てていない森林

森林経営計画の対象森林で、
計画通りに伐採する場合

森林以外へ
転用する場合

それ以外

伐採した後

※その他林地開発許可申請に伴う各種手続が必要

伐採完了後30日以内に
県へ「伐採完了届」が必要
※森林法第34条第8項
森林法施行規則第65条

伐採完了後30日以内に認定者（主
に市町村）へ「事後の届出」
が必要

伐採完了後30日以内に市町村へ
「状況報告」（様式第9号）が必要
※森林法第10条の8第2項

開発完了後、県（市町村）へ
「工事完了届」が必要
※森林法施行規則第11条

造林した後

造林完了後30日以内に市町村へ「状況報告」（様式第10号）が必要
※森林法第10条の8第2項

【人工造林の場合】
伐採が終了した翌年度の初日から
起算して2年以内
【天然更新の場合】
伐採が終了した翌年度の初日から
起算して5年以内